

報道関係者 各位

令和6年6月28日

【照会先】老健局 高齢者支援課

高齢者居住支援専門官 落合 明美(内線 3976)

高齢者居住支援係 長井 健太(内線 3981)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2888

「令和5年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等 のフォローアップ調査(第15回)」結果

厚生労働省では、「令和5年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査(第15回)」を実施し、今般、別添のとおり調査結果を取りまとめましたので発表します。

本調査においては、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づき、施設名称や管理者などを届け出ることを義務付けられている有料老人ホーム(※)に該当しながら、届出が行われていない施設(いわゆる「未届の有料老人ホーム」)について、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)に対して、届出や指導状況等の調査を行いました。

(※) 有料老人ホームは、老人福祉法第29条第1項に基づき、高齢者を入居させ、食事の提供、介護の提供、家事の供与、健康管理のいずれかのサービスを行う施設をいう。

調査の実施に当たっては、未届の有料老人ホームに関する情報を幅広く収集し、報告してもらうため、有料老人ホームの届出先の都道府県等だけでなく、市区町村の地域包括支援センターや生活保護部局等の関係部局と連携して情報を収集するとともに、現在施設に対して実態調査を行っている又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設も報告対象としています。

その結果、令和5年6月30日時点で、

- ・届出された有料老人ホームの数は16,543件(前年度15,928件)
- ・未届の有料老人ホームの数は604件(前年度626件)
- ・有料老人ホーム全体に占める未届有料老人ホームの割合は3.5%(前年度3.8%)

となっています。

なお、前年度未届であった有料老人ホーム626件については、令和5年6月30日までに63件が届出され、また、49件が有料老人ホームに該当しなかったもの等であることが確認されました。

また、未届の有料老人ホームに関する調査にあわせて、前払金の保全措置の実施状況の調査も行いました。

その結果、有料老人ホーム 16,543 件のうち、前払金を徴収している有料老人ホームの数は 2,296 件あり、このうち、保全措置を講じていない有料老人ホームの数は 52 件（前年度 41 件）、前払金を徴収している有料老人ホームに占める保全措置を講じていない有料老人ホームの割合は、2.3%（前年度 1.8%）となっています。

上記の調査結果を踏まえ、未届の有料老人ホームに関する実態把握や届出促進に向けた取組の徹底、入居者の処遇等に関する指導を強化するため、厚生労働省では、6月28日付けで、都道府県等に対し、

- 1) 未届の有料老人ホームについて速やかに実態把握を行い、有料老人ホームに該当する場合には、早急に届出を行うよう指導するとともに、入居者の処遇等に関する厳正かつ適切な指導監督を徹底すること
- 2) 未届の有料老人ホームの徹底した実態把握を進めるため、関係部局や市区町村と引き続き連携を図るとともに、届出を促進するため、届出制度の周知を図るなどの取組みを強化すること
- 3) 前払金の保全措置が義務付けられているにもかかわらず、保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対しては、改善に向けて重点的に指導・監督を行うこと。なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った場合は、罰則の適用も視野に入れ、事業者に対してより厳正な対応を図ること

を求める通知を出し、更なる指導監督の徹底を要請したところです。

なお、今年度においても6月30日時点の状況について、調査を実施する予定です。

令和6年6月28日
厚生労働省老健局高齢者支援課

令和5年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等
のフォローアップ調査（第15回）結果

「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について（令和5年11月24日付け事務連絡）」
に基づく調査結果は以下のとおり。

1. 有料老人ホームの届出状況について

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
	H21.10.31 時点	H22.10.31 時点	H23.10.31 時点	H24.10.31 時点	H25.10.31 時点	H26.10.31 時点
①届出施設数	4,864 件	5,718 件	6,726 件	7,863 件	8,916 件	9,941 件
②未届施設数*	389 件	248 件	259 件	403 件	911 件	961 件
③届出率 (①/①+②)×100	92.6%	95.8%	96.3%	95.1%	90.7%	91.2%
④未届率 (②/①+②)×100	7.4%	4.2%	3.7%	4.9%	9.3%	8.8%

	第7回		第8回	第9回	第10回	第11回
	H27.6.30 時点	H28.1.31 時点	H28.6.30 時点	H29.6.30 時点	H30.6.30 時点	R1.6.30 時点
①届出施設数	10,627 件	—	11,739 件	12,608 件	13,354 件	14,118 件
②未届施設数*	1,017 件	633 件	1,207 件	1,049 件	897 件	665 件
③届出率 (①/①+②)×100	91.3%	—	90.7%	92.3%	93.7%	95.5%
④未届率 (②/①+②)×100	8.7%	—	9.3%	7.7%	6.3%	4.5%

	第12回	第13回	第14回	第15回
	R2.6.30 時点	R3.6.30 時点	R4.6.30 時点	R5.6.30 時点
①届出施設数	14,695 件	15,363 件	15,928 件	16,543 件
②未届施設数*	641 件	656 件	626 件	604 件
③届出率 (①/①+②)×100	95.8%	95.9%	96.2%	96.5%
④未届率 (②/①+②)×100	4.2%	4.1%	3.8%	3.5%

【参考】各回の調査期間内で新たに把握した届出／未届の施設数

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	H21.5.1 ～H21.10.31	H21.11.1 ～H22.10.31	H22.11.1 ～H23.10.31	H23.11.1 ～H24.10.31	H24.11.1 ～H25.10.31	H25.11.1 ～H26.10.31
①届出施設数	619 件	854 件	1,008 件	1,137 件	1,053 件	1,025 件
②未届施設数※	163 件	59 件	95 件	245 件	658 件	370 件

	第 7 回	第 8 回	第 9 回	第 10 回	第 11 回	
	H26.11.1 ～H27.6.30	H27.7.1 ～H28.1.31	H27.7.1 (②は H28.2.1) ～H28.6.30	H28.7.1 ～H29.6.30	H29.7.1 ～H30.6.30	H30.7.1 ～R1.6.30
①届出施設数	686 件	—	1,112 件	869 件	746 件	997 件
②未届施設数※	288 件	633 件	127 件	199 件	212 件	150 件

	第 12 回	第 13 回	第 14 回	第 15 回
	R1.7.1 ～R2.6.30	R2.7.1 ～R3.6.30	R3.7.1 ～R4.6.30	R4.7.1 ～R5.6.30
①届出施設数	807 件	845 件	881 件	909 件
②未届施設数※	160 件	179 件	117 件	90 件

(※)把握している「未届施設数」には、現在施設に対して実態調査を行っている又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

2. 本調査期間（令和4年6月30日～令和5年6月30日）において把握した未届の有料老人ホームに対する指導状況（令和5年6月30日時点）

	施設数	届出に係る指導
令和4年6月30日時点の「未届の有料老人ホーム数」 （※1）	626件	353件
（うち）令和5年6月30日までに届出済	63件	46件
（うち）令和5年6月30日時点で未届	514件	280件
（うち）実態調査の結果、有料老人ホームに該当しなかったもの等（※2）	49件	27件
令和4年7月1日～令和5年6月30日の間に新たに把握した「未届の有料老人ホーム数」 （※1）	128件	60件
（うち）令和5年6月30日までに届出済	4件	4件
（うち）令和5年6月30日時点で未届	90件	33件
（うち）実態調査の結果、有料老人ホームに該当しなかったもの等（※2）	34件	23件

（※1）「未届の有料老人ホーム数」には、現在施設に対して実態調査を行っている施設又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

（※2）フォローアップ調査で報告した後に実態調査を行った結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったもの等。

3. 前払金の保全措置が義務付けられている有料老人ホームの保全措置の状況について（令和5年6月30日時点）

老人福祉法第29条第9項に基づき、有料老人ホームにおいて前払金を徴収する場合は、前払金の保全措置を講じる必要がある。

	施設数
有料老人ホーム数 ※ 平成18年3月31日以前に届出されたものを含む	16,543件
（うち）前払金を徴収している施設数	2,296件
（うち）前払金の保全措置を講じている施設数（①）	2,241件
銀行等による連帯保証委託契約	850件
信託会社等による信託契約	718件
全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	502件
保険会社による保証保険契約	115件
その他	56件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数（②）	52件
② / (①+②) × 100	2.3%

未届の有料老人ホームに対する施設の届出に係る指導状況について

令和5年6月30日時点

所管自治体		有料老人ホームの届出状況		令和4年6月30日～令和5年6月30日における未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況							
		有料老人ホームの届出済施設数	未届の有料老人ホーム数(※実態把握中のものを含む)	令和4年6月30日時点で報告のあった未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況				令和4年7月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況			
				令和5年6月30日まで届出済(改善されたもの)		令和5年6月30日時点で未届(改善されていないもの)		令和5年6月30日まで届出済(改善されたもの)		令和5年6月30日時点で未届(改善されていないもの)	
				届出に関する指導件数		届出に関する指導件数		届出に関する指導件数		届出に関する指導件数	
合計		16,543	604	63	46	514	280	4	4	90	33
01 北海道	01 北海道	1097	104	6	5	103	101	1	1	1	0
	0100 北海道	386	24	0	0	24	22	0	0	0	0
	札幌市	370	74	3	3	74	74	0	0	0	0
	函館市	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旭川市	273	6	3	2	5	5	1	1	1	0
02 青森県	02 青森県	379	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	青森県	225	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	青森市	113	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	八戸市	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0
03 岩手県	03 岩手県	216	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	岩手県	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	盛岡市	98	0	2	0	0	0	0	0	0	0
04 宮城県	04 宮城県	237	12	1	0	12	2	0	0	0	0
	宮城県	131	5	1	0	5	2	0	0	0	0
	仙台市	106	7	0	0	7	0	0	0	0	0
05 秋田県	05 秋田県	113	11	0	0	6	0	0	0	5	0
	秋田県	83	11	0	0	6	0	0	0	5	0
	秋田市	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
06 山形県	06 山形県	192	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	山形県	145	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	山形市	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0
07 福島県	07 福島県	171	2	0	0	0	0	0	0	2	2
	福島県	55	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	福島市	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	郡山市	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	いわき市	61	1	0	0	0	0	0	0	1	1
08 茨城県	08 茨城県	213	7	1	1	4	2	0	0	3	0
	茨城県	187	5	1	1	2	0	0	0	3	0
	水戸市	26	2	0	0	2	2	0	0	0	0
09 栃木県	09 栃木県	118	3	0	0	2	2	0	0	1	0
	栃木県	98	3	0	0	2	2	0	0	1	0
	宇都宮市	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 群馬県	10 群馬県	487	8	1	1	8	6	0	0	0	0
	群馬県	300	4	1	1	4	2	0	0	0	0
	前橋市	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高崎市	85	4	0	0	4	4	0	0	0	0
11 埼玉県	11 埼玉県	720	10	1	1	10	1	0	0	0	0
	埼玉県	414	7	1	1	7	0	0	0	0	0
	さいたま市	174	1	0	0	1	1	0	0	0	0
	川越市	18	2	0	0	2	0	0	0	0	0
	川口市	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	越谷市	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 千葉県	12 千葉県	564	35	2	2	30	7	3	3	5	3
	千葉県	366	14	2	2	9	7	3	3	5	3
	千葉市	107	21	0	0	21	0	0	0	0	0
	船橋市	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	柏市	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 東京都	13 東京都	1097	10	0	0	5	0	0	0	5	2
	東京都	1047	10	0	0	5	0	0	0	5	2
	八王子市	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 神奈川県	14 神奈川県	1,083	34	5	5	32	28	0	0	2	2
	神奈川県	400	24	5	5	23	23	0	0	1	1
	横浜市	334	10	0	0	9	5	0	0	1	1
	川崎市	201	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	相模原市	104	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	横須賀市	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 新潟県	15 新潟県	147	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	新潟県	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新潟市	79	1	0	0	1	0	0	0	0	0
16 富山県	16 富山県	111	3	1	1	3	1	0	0	0	0
	富山県	53	1	0	0	1	1	0	0	0	0
	富山市	58	2	1	1	2	0	0	0	0	0
17 石川県	17 石川県	136	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	石川県	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金沢市	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 福井県	18 福井県	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福井県	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福井市	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 山梨県	19 山梨県	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山梨県	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	甲府市	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 長野県	20 長野県	278	4	1	0	2	0	0	0	2	0
	長野県	164	2	0	0	1	0	0	0	1	0
	長野市	60	1	1	0	1	0	0	0	0	0
	松本市	54	1	0	0	0	0	0	0	1	0
21 岐阜県	21 岐阜県	298	2	0	0	2	2	0	0	0	0
	岐阜県	204	2	0	0	2	2	0	0	0	0
	岐阜市	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 静岡県	22 静岡県	327	6	0	0	2	2	0	0	4	0
	静岡県	212	2	0	0	2	2	0	0	0	0
	静岡市	70	4	0	0	0	0	0	0	4	0
	浜松市	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 愛知県	23 愛知県	1,107	69	7	7	62	28	0	0	7	3
	愛知県	426	45	4	4	43	14	0	0	2	0
	名古屋市	503	18	3	3	14	14	0	0	4	3
	豊橋市	33	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	岡崎市	31	2	0	0	1	0	0	0	1	0
	豊田市	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一宮市	87	3	0	0	3	0	0	0	0	0

未届の有料老人ホームに対する施設の届出に係る指導状況について

令和5年6月30日時点

所管自治体	有料老人ホームの届出状況	令和4年6月30日～令和5年6月30日における未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況											
		有料老人ホームの届出済施設数	未届の有料老人ホーム数(※実態把握中のものを含む)	令和4年6月30日時点で報告のあった未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況				令和4年7月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況					
				令和5年6月30日まで届出済(改善されたもの)		令和5年6月30日時点で未届(改善されていないもの)		令和5年6月30日まで届出済(改善されたもの)		令和5年6月30日時点で未届(改善されていないもの)			
				届出に関する指導件数		届出に関する指導件数		届出に関する指導件数		届出に関する指導件数			
24 三重県	24 三重県	223	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
25 滋賀県	25 滋賀県	48	2	0	0	0	1	1	0	0	1	1	
	滋賀県	2500 滋賀県	28	2	0	0	1	1	0	0	1	1	
	大津市	2551 大津市	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
26 京都府	26 京都府	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	京都府	2600 京都府	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	京都市	2611 京都市	89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27 大阪府	27 大阪府	1,354	83	5	2	66	13	0	0	17	1	0	
	大阪府	2700 大阪府	399	19	2	0	17	8	0	0	2	0	
	大阪市	2711 大阪市	422	41	0	0	27	2	0	0	14	0	
	堺市	2712 堺市	149	8	1	0	8	0	0	0	0	0	
	豊中市	2751 豊中市	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	吹田市	2752 吹田市	31	2	0	0	2	0	0	0	0	0	
	高槻市	2753 高槻市	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	枚方市	2754 枚方市	72	3	1	1	3	3	0	0	0	0	
	八尾市	2755 八尾市	48	6	0	0	6	0	0	0	0	0	
	寝屋川市	2756 寝屋川市	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	東大阪市	2757 東大阪市	107	4	1	1	3	0	0	0	1	1	
	28 兵庫県	28 兵庫県	342	83	17	9	76	25	0	0	0	7	3
		兵庫県	2800 兵庫県	95	12	6	2	7	3	0	0	5	2
神戸市		2811 神戸市	97	14	1	0	13	2	0	0	1	1	
姫路市		2851 姫路市	61	30	4	4	30	14	0	0	0	0	
尼崎市		2852 尼崎市	49	26	6	3	26	6	0	0	0	0	
明石市		2853 明石市	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西宮市		2854 西宮市	33	1	0	0	0	0	0	0	1	0	
29 奈良県		29 奈良県	135	4	1	1	3	3	0	0	1	1	
奈良県	2900 奈良県	80	0	1	1	0	0	0	0	0	0		
奈良市	2951 奈良市	55	4	0	0	3	3	0	0	1	1		
30 和歌山県	30 和歌山県	171	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	
	和歌山県	3000 和歌山県	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	和歌山市	3051 和歌山市	109	2	0	0	2	0	0	0	0	0	
31 鳥取県	31 鳥取県	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	鳥取県	3100 鳥取県	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	鳥取市	3151 鳥取市	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32 島根県	32 島根県	84	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	
	島根県	3200 島根県	48	1	0	0	1	1	0	0	0	0	
	松江市	3251 松江市	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33 岡山県	33 岡山県	222	6	0	0	5	5	0	0	1	1		
	岡山県	3300 岡山県	70	2	0	0	1	1	0	0	1	1	
	岡山市	3311 岡山市	88	4	0	0	4	4	0	0	0	0	
34 広島県	34 広島県	167	3	0	0	2	2	0	0	1	0		
	広島県	3400 広島県	49	1	0	0	0	0	0	1	0		
	広島市	3411 広島市	68	0	0	0	0	0	0	0	0		
	呉市	3451 呉市	7	0	0	0	0	0	0	0	0		
35 山口県	35 山口県	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	山口県	3500 山口県	220	0	0	0	0	0	0	0	0		
	下関市	3551 下関市	70	0	0	0	0	0	0	0	0		
36 徳島県	36 徳島県	71	2	0	0	1	1	0	0	1	1		
37 香川県	37 香川県	140	1	0	0	1	0	0	0	0	0		
	香川県	3700 香川県	61	1	0	0	1	0	0	0	0		
	高松市	3751 高松市	79	0	0	0	0	0	0	0	0		
38 愛媛県	38 愛媛県	187	1	0	0	1	0	0	0	0	0		
	愛媛県	3800 愛媛県	114	0	0	0	1	0	0	0	0		
	松山市	3851 松山市	73	0	0	0	0	0	0	0	0		
39 高知県	39 高知県	76	10	0	0	8	0	0	0	2	0		
	高知県	3900 高知県	34	2	0	0	0	0	0	0	2		
	高知市	3951 高知市	42	8	0	0	8	0	0	0	0		
40 福岡県	40 福岡県	1,045	15	8	7	7	0	0	0	8	0		
	福岡県	4000 福岡県	538	7	1	1	0	0	0	7	0		
	北九州市	4011 北九州市	205	8	7	6	7	0	0	1	0		
	福岡市	4012 福岡市	238	0	0	0	0	0	0	0	0		
	久留米市	4051 久留米市	64	0	0	0	0	0	0	0	0		
41 佐賀県	41 佐賀県	288	51	2	2	41	41	0	0	10	10		
42 長崎県	42 長崎県	201	1	0	0	1	1	0	0	0	0		
	長崎県	4200 長崎県	99	1	0	0	1	1	0	0	0		
	長崎市	4251 長崎市	60	0	0	0	0	0	0	0	0		
	佐世保市	4252 佐世保市	42	0	0	0	0	0	0	0	0		
43 熊本県	43 熊本県	457	8	2	2	7	2	0	0	1	1		
	熊本県	4300 熊本県	292	1	2	2	1	1	0	0	0		
	熊本市	4311 熊本市	165	7	0	0	6	1	0	0	1		
44 大分県	44 大分県	379	1	0	0	1	0	0	0	0	0		
	大分県	4400 大分県	208	1	0	0	1	0	0	0	0		
	大分市	4451 大分市	171	0	0	0	0	0	0	0	0		
45 宮崎県	45 宮崎県	496	2	0	0	1	1	0	0	1	1		
	宮崎県	4500 宮崎県	294	2	0	0	1	1	0	0	1		
	宮崎市	4551 宮崎市	202	0	0	0	0	0	0	0	0		
46 鹿児島県	46 鹿児島県	387	4	0	0	4	1	0	0	0	0		
	鹿児島県	4600 鹿児島県	213	1	0	0	1	0	0	0	0		
	鹿児島市	4651 鹿児島市	174	3	0	0	3	0	0	0	0		
47 沖縄県	47 沖縄県	434	1	0	0	1	1	0	0	0	0		
	沖縄県	4700 沖縄県	345	0	0	0	0	0	0	0	0		
	那覇市	4751 那覇市	89	1	0	0	1	1	0	0	0		

前払金の保全措置の状況について

令和5年6月30日時点

所管自治体	有料老人ホーム数(※)											
		(うち)前払金を徴収している施設数									(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数	
		(うち)前払金の保全措置を講じている施設数	(イ)銀行等による連帯保証委託契約	(ロ)信託会社等による信託契約	(ハ)全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	(ニ)保険会社による保証保険契約	(ホ)その他	指導件数	改善済			
合計	16,543	2,296	2,241	850	718	502	115	56	52	20	0	
01 北海道	1,097	60	60	10	16	32	2	0	0	0	0	
北海道	386	9	9	4	0	4	1	0	0	0	0	
札幌市	370	48	48	5	16	27	0	0	0	0	0	
函館市	68	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	
旭川市	273	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
02 青森県	379	7	7	3	0	4	0	0	0	0	0	
青森県	225	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
青森市	113	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
八戸市	41	5	5	1	0	4	0	0	0	0	0	
03 岩手県	216	3	2	2	0	0	0	0	1	1	0	
岩手県	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
盛岡市	98	3	2	2	0	0	0	0	1	1	0	
04 宮城県	237	24	24	6	6	12	0	0	0	0	0	
宮城県	131	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
仙台市	106	24	24	6	6	12	0	0	0	0	0	
05 秋田県	113	3	3	0	1	1	0	1	0	0	0	
秋田県	83	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	
秋田市	30	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	
06 山形県	192	6	6	1	0	0	0	5	0	0	0	
山形県	145	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
山形市	47	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	
07 福島県	171	11	11	2	4	5	0	0	0	0	0	
福島県	55	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	
福島市	35	3	3	2	0	1	0	0	0	0	0	
郡山市	20	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
いわき市	61	4	4	0	0	4	0	0	0	0	0	
08 茨城県	213	29	29	7	7	15	0	0	0	0	0	
茨城県	187	19	19	6	3	10	0	0	0	0	0	
水戸市	26	10	10	1	4	5	0	0	0	0	0	
09 栃木県	118	7	7	5	2	0	0	0	0	0	0	
栃木県	98	4	4	3	1	0	0	0	0	0	0	
宇都宮市	20	3	3	2	1	0	0	0	0	0	0	
10 群馬県	487	9	9	1	2	6	0	0	0	0	0	
群馬県	300	4	4	1	2	1	0	0	0	0	0	
前橋市	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高崎市	85	5	5	0	0	5	0	0	0	0	0	
11 埼玉県	720	174	173	55	94	22	2	0	1	1	0	
埼玉県	414	80	79	27	41	9	2	0	1	1	0	
さいたま市	174	55	55	12	37	6	0	0	0	0	0	
川越市	18	3	3	0	2	1	0	0	0	0	0	
川口市	88	29	29	16	9	4	0	0	0	0	0	
越谷市	26	7	7	0	5	2	0	0	0	0	0	
12 千葉県	564	174	174	48	60	37	19	10	0	0	0	
千葉県	366	99	99	28	27	23	19	2	0	0	0	
千葉市	107	45	45	13	16	8	0	8	0	0	0	
船橋市	54	17	17	3	10	4	0	0	0	0	0	
柏市	37	13	13	4	7	2	0	0	0	0	0	
13 東京都	1,097	688	681	296	225	98	62	0	7	7	0	
東京都	1,047	671	664	290	221	91	62	0	7	7	0	
八王子市	50	17	17	6	4	7	0	0	0	0	0	
14 神奈川県	1,083	447	441	147	176	98	4	16	6	0	0	
神奈川県	400	149	147	40	58	48	0	1	2	0	0	
横浜市	334	154	154	49	62	30	0	13	0	0	0	
川崎市	201	110	106	52	39	12	3	0	4	0	0	
相模原市	104	16	16	3	7	3	1	2	0	0	0	
横須賀市	44	18	18	3	10	5	0	0	0	0	0	
15 新潟県	147	13	13	4	2	7	0	0	0	0	0	
新潟県	68	10	10	4	1	5	0	0	0	0	0	
新潟市	79	3	3	0	1	2	0	0	0	0	0	
16 富山県	111	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
富山県	53	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
富山市	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17 石川県	136	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
石川県	57	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
金沢市	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18 福井県	29	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
福井県	24	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
福井市	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19 山梨県	47	8	8	2	4	1	0	1	0	0	0	
山梨県	31	5	5	1	2	1	0	1	0	0	0	
甲府市	16	3	3	1	2	0	0	0	0	0	0	
20 長野県	278	21	21	5	9	6	0	1	0	0	0	
長野県	164	9	9	2	5	2	0	0	0	0	0	
長野市	60	5	5	2	2	0	0	1	0	0	0	
松本市	54	7	7	1	2	4	0	0	0	0	0	
21 岐阜県	298	5	4	0	1	3	0	0	1	0	0	
岐阜県	204	5	4	0	1	3	0	0	1	0	0	
岐阜市	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22 静岡県	327	47	45	9	15	20	0	1	2	2	0	
静岡県	212	26	26	8	7	11	0	0	0	0	0	
静岡市	70	12	10	0	4	5	0	1	2	2	0	
浜松市	45	9	9	1	4	4	0	0	0	0	0	
23 愛知県	1,107	60	60	25	12	13	10	0	0	0	0	
愛知県	426	17	17	5	6	6	0	0	0	0	0	
名古屋市	503	35	35	18	1	6	10	0	0	0	0	
豊橋市	33	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
岡崎市	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
豊田市	27	4	4	2	1	1	0	0	0	0	0	
一宮市	87	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	

前払金の保全措置の状況について

令和5年6月30日時点

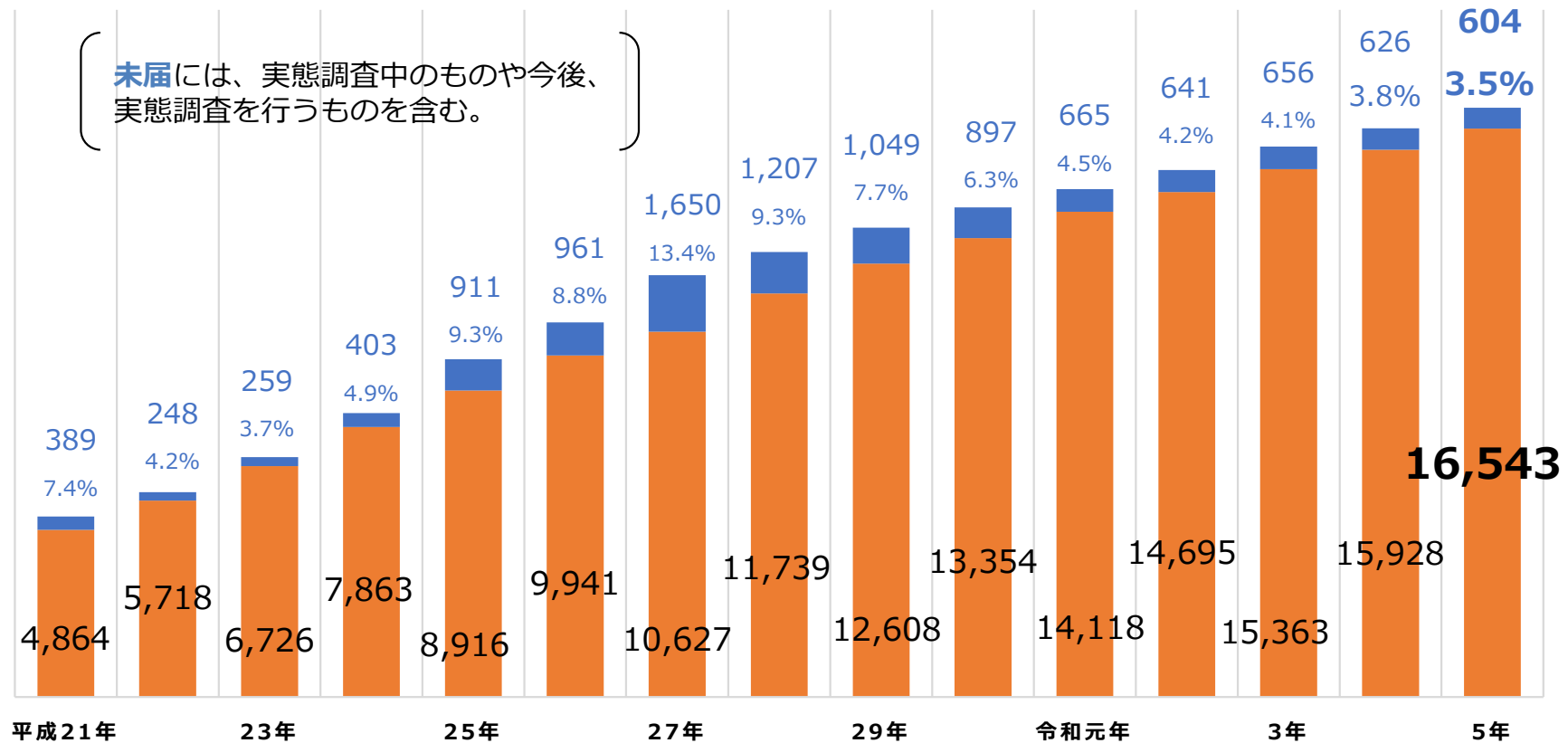
所管自治体	有料老人ホーム数(※)											
	(うち)前払金を徴収している施設数											改善済
	(うち)前払金の保全措置を講じている施設数	(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数					指導件数					
		(イ)銀行等による連帯保証委託契約	(ロ)信託会社等による信託契約	(ハ)全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	(ニ)保険会社による保証保険契約	(ホ)その他						
24 三重県	223	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
25 滋賀県	48	7	7	0	1	6	0	0	0	0	0	0
滋賀県	28	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
大津市	20	6	6	0	1	5	0	0	0	0	0	0
26 京都府	111	44	44	18	8	17	1	0	0	0	0	0
京都府	22	8	8	2	0	6	0	0	0	0	0	0
京都市	89	36	36	16	8	11	1	0	0	0	0	0
27 大阪府	1,354	124	122	52	37	26	4	3	2	2	2	0
大阪府	399	34	33	12	14	7	0	0	1	1	0	0
大阪市	422	35	35	16	12	3	4	0	0	0	0	0
堺市	149	8	8	4	2	2	0	0	0	0	0	0
豊中市	57	11	11	5	2	2	0	2	0	0	0	0
吹田市	31	7	7	5	0	2	0	0	0	0	0	0
高槻市	27	8	8	1	3	4	0	0	0	0	0	0
枚方市	72	13	13	8	1	4	0	0	0	0	0	0
八尾市	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	42	6	5	1	2	1	0	1	1	1	0	0
東大阪市	107	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0
28 兵庫県	342	90	88	36	9	37	1	5	2	0	0	0
兵庫県	95	30	30	14	2	10	1	3	0	0	0	0
神戸市	97	33	33	8	0	25	0	0	0	0	0	0
姫路市	61	6	5	3	2	0	0	0	1	0	0	0
尼崎市	49	6	6	4	0	0	0	2	0	0	0	0
明石市	7	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
西宮市	33	13	12	7	5	0	0	0	1	0	0	0
29 奈良県	135	25	20	7	4	9	0	0	5	0	0	0
奈良県	80	7	7	2	1	4	0	0	0	0	0	0
奈良市	55	18	13	5	3	5	0	0	5	0	0	0
30 和歌山県	171	5	5	4	0	1	0	0	0	0	0	0
和歌山県	62	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
和歌山市	109	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
31 鳥取県	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取市	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 島根県	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松江市	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33 岡山県	222	28	28	17	4	1	2	4	0	0	0	0
岡山県	70	4	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0
岡山市	88	17	17	10	3	0	0	4	0	0	0	0
倉敷市	64	7	7	4	0	1	2	0	0	0	0	0
34 広島県	167	23	23	13	2	1	6	1	0	0	0	0
広島県	49	4	4	3	0	0	0	1	0	0	0	0
広島市	68	17	17	10	1	0	6	0	0	0	0	0
呉市	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	43	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0
35 山口県	290	3	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0
山口県	220	3	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0
下関市	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 徳島県	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 香川県	140	6	6	0	0	2	0	4	0	0	0	0
香川県	61	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
高松市	79	5	5	0	0	2	0	3	0	0	0	0
38 愛媛県	187	4	4	1	1	2	0	0	0	0	0	0
愛媛県	114	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
松山市	73	3	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0
39 高知県	76	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	42	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
40 福岡県	1,045	93	78	46	14	16	2	0	15	0	0	0
福岡県	538	24	22	11	2	9	0	0	2	0	0	0
北九州市	205	5	5	3	1	1	0	0	0	0	0	0
福岡市	238	59	47	29	10	6	2	0	12	0	0	0
久留米市	64	5	4	3	1	0	0	0	1	0	0	0
41 佐賀県	288	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42 長崎県	201	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	99	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	60	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
佐世保市	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 熊本県	457	9	6	5	0	1	0	0	3	0	0	0
熊本県	292	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
熊本市	165	6	6	5	0	1	0	0	0	0	0	0
44 大分県	379	7	7	6	0	1	0	0	0	0	0	0
大分県	208	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
大分市	171	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
45 宮崎県	496	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	294	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎市	202	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 鹿児島県	387	22	13	7	0	2	0	4	6	6	0	0
鹿児島県	213	13	4	2	0	1	0	1	6	6	0	0
鹿児島市	174	9	9	5	0	1	0	3	0	0	0	0
47 沖縄県	434	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	345	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 平成18年3月31日以前に設置された有料老人ホームを含む。

届出を行っていない有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反している。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、都道府県等においては、未届施設に対する実態把握や指導監督を強化するなどの対応が必要。

■ 届出施設数 ■ 未届施設数

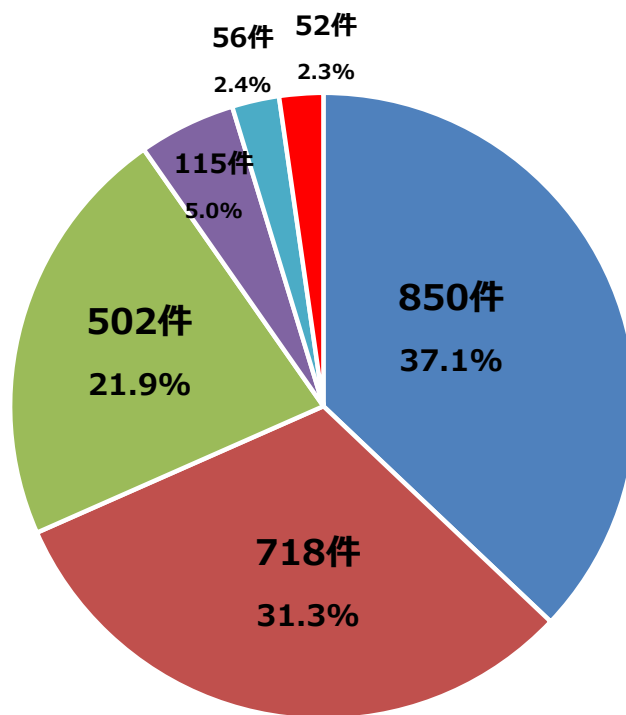


出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（平成21年～26年は10月31日時点、平成27年以降は6月30日時点）

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホーム

- 有料老人ホームのうち前払金の保全措置を講じていない事業者は、老人福祉法第29条第9項の規定に違反している。なお、令和3年度まで前払金の保全措置の対象外となっていた平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについては、経過措置が終了している。
- 保全措置がない場合、事業者が有料老人ホーム事業を継続できなくなったときに、入居者が最初に支払った前払金の残余分を返済することができなくなる恐れがあるため、入居者保護の観点から、厳正な指導が必要。

違反施設の割合	
平成23年度	19.8%
24年度	17.2%
25年度	11.7%
26年度	9.3%
27年度	6.0%
28年度	4.0%
29年度	2.9%
30年度	4.1%
令和元年度	2.1%
2年度	2.0%
3年度	2.0%
4年度	1.8%
5年度	2.3%



- 銀行等による連帯保証委託契約
- 信託会社等による信託契約
- 全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度
- 保険会社による保証保険契約
- その他
- 前払金の保全措置を講じていない施設数

検査や改善命令など、改善に向けて重点的に指導を行うとともに、悪質な場合には罰則適用を視野に入れ、厳正な対応をとるように、都道府県等に要請。

有料老人ホーム数	16,543件
（うち）前払金を受領している施設数	2,296件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数	52件

老高発0628第1号
令和6年6月28日

各
〔都道府県
指定都市
中核市〕
民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公印省略）

有料老人ホームを対象とした指導の強化について

「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について」（令和5年11月24日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）において依頼した有料老人ホームに対する指導状況等について、別添のとおり調査結果を取りまとめたので情報提供する。

高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいのニーズが高まる中、有料老人ホームの入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームの適確な実態把握や継続的な指導監督が不可欠である。

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）におかれては、有料老人ホームに対する指導監督について、下記の結果も踏まえ、引き続き厳正な指導を行うようお願いする。

なお、今年度においても引き続き調査を実施する予定であることを申し添える。

記

1. 令和5年度フォローアップ調査（第15回）の結果について

(1) 未届の有料老人ホームの届出促進及び指導について

これまで累次にわたり、有料老人ホームの届出促進に向けた取組の徹底、厳正な指導監督をお願いしているところであるが、今回の調査においても、多数の未届の有料老人ホーム（実態調査中のものや今後実態調査を行うものを含む。以下同じ。）が確認された。

その一方で、未届の有料老人ホームの件数は前回（令和4年度）調査の626件（有料老人ホーム全体に占める割合3.8%）に対し、今回（令和5年度）調査では604件（同3.5%）と、件数、有料老人ホーム全体に占める割合ともに減少した。

なお、前回（令和4年度）調査で未届であった有料老人ホーム626件については、令和5年6月30日までに63件が届出され、49件が有料老人ホームに該当しなかったもの（廃

業含む) であることが確認された。

これは、未届の有料老人ホームに対する指導を通じて届出が進んだこと、施設の運営実態の確認を行った結果、有料老人ホームへの該当の有無が確認できたことなど、市町村とも連携を図りつつ、都道府県等における未届の有料老人ホームに対する取組が一定程度進んでいる結果であると考えられる。

都道府県等におかれては、引き続き、令和3年の老人福祉法の改正内容を踏まえ、市町村との連携のうえ、未届の有料老人ホームの積極的な発見をしていただくとともに、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知）等の通知や以下の内容を踏まえ、引き続き未届の有料老人ホームに対する取組の徹底をお願いします。

① 未届の有料老人ホームに対する指導監督

有料老人ホームの届出の手續は、有料老人ホームにおける虐待等をはじめ入居者の処遇に関する不当な行為が行われることを未然に防止するためにも、必要に応じて都道府県等が迅速かつ適切に関与できる前提として、義務付けているものである。

このため、今回の調査で把握した未届の有料老人ホームについては、速やかに実態把握を行うとともに、有料老人ホームに該当する場合には、早急な届出の実施や入居者の処遇等について厳正かつ適切な指導監督を徹底すること。

なお、これまでもお示ししてきているところであるが、届出が行われていない場合であっても、有料老人ホームに該当する事業については、届出されている有料老人ホームと同様に、老人福祉法の規定が適用されることに留意されたい。

② 関係部局と連携した未届の有料老人ホームの実態把握

令和3年4月より施行された改正老人福祉法において、市町村が有料老人ホームの設置状況を把握できるようにするため、また、有料老人ホームの指導等に当たって、都道府県と市町村とでより一層連携していただくため、都道府県は有料老人ホームの届出がされたときは、その旨を、市町村に通知しなければならないこととするとともに、市町村は未届の有料老人ホームを発見したときは、その旨を、都道府県に通知するよう努めるものとされたところ。

このため、未届の有料老人ホームの徹底した実態把握をより一層進め、都道府県等及び市区町村の介護保険部局、生活保護部局、地域包括支援センター、消防部局及び建築部局等の関係部局で把握した未届の有料老人ホームに関する情報が、速やかに都道府県等の有料老人ホーム担当部局に確実に共有されるよう、日頃から連携体制を構築し、関係機関一体となって取り組まれない。

③ 届出促進に向けた取組

未届の有料老人ホームの届出を促進するため、引き続き届出制度の周知を図るほか、未届の有料老人ホームの公表、有料老人ホームの標準指導指針における既存建築物・小規模建築物の特例の活用など、届出促進に向けた取組を強化すること。

また、新たに確認された未届の有料老人ホームについては、届出制度を把握していないこと等も考えられることから、早期に届出を行うよう指導すること。

(2) 有料老人ホームの前払金の保全措置の状況について

前回（令和4年度）調査に引き続き、今回（令和5年度）の調査においても、老人福祉法第29条第9項に基づく前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームが一定数確認された。

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの件数は前回（令和4年度）調査の41件（前払金を徴収している有料老人ホーム全体に占める割合1.8%）に対し、今回（令和5年度）調査では52件（同2.3%）となり、件数・割合ともに増加した。これは、未届の有料老人ホームに対する指導監督が行われた結果把握できたものである一方で、未だに違反施設が一定数存在している状況は、有料老人ホーム全体の信頼を揺るがしかねない事態である。保全措置を講じていない義務違反の有料老人ホームが存在している地方公共団体においては、入居者保護の観点から、以下の内容を踏まえ、厳正な指導を行われるようお願いするとともに、違反施設の着実な解消につなげる観点から、令和5年度の調査で把握した違反施設について、今年度の調査で改善状況を報告いただき、その結果を公表することを予定しているので、予めご了知いただきたい。

また、平成30年の老人福祉法の改正により、これまで、前払金の保全措置の義務対象外となっていた平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについても、令和3年4月1日以降の新規入居者から義務対象となっているため、引き続き、該当する有料老人ホームに対して十分に周知を図るとともに、その対応状況を細やかに把握するなど、遺漏なきよう対応されたい。

併せて、従来保全措置を講じている有料老人ホームにおいても、新規入居者に対しても引き続き保全措置を講じるよう、事業者に対する継続的な対応をお願いしたい。

① 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームに対する指導監督

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、老人福祉法に基づく検査や改善命令など速やかに改善に向けた取組を実施すること。なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った事業者に対しては、同法に基づく罰則の適用も視野に入れ、より厳正な対応を図ること。

② 前払金の保全措置義務の周知

前払金の保全措置を講じていないことは、法令に違反する行為であることから、前払金の徴収を行う場合には、所要の措置を講じる必要があることを有料老人ホーム事業者に対して周知徹底を図ること。

なお、利用料等の前払い方式から月払い方式へ変更することや、保全措置を講じる意思はあるものの、取引条件等で銀行保証等を利用することが困難な有料老人ホーム事業者に対しては、担保を必要としない「公益社団法人全国有料老人ホーム協会」による「入居者生活保証制度」を活用することなどが考えられるので、適確に指導を行うこと。

2. 有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保について

(1) 福祉・消防・建築部局が連携した防火上の安全性の確保

有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保については、これまでも「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）の「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」において、消火設備や避難設備を設ける等の消防法及び建築基準法の遵守を求めているところである。

平成30年1月31日深夜に札幌市で発生した火災を受け、「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」（平成30年3月20日付け厚生労働省社会・援護局保護課長等）を発出している。通知の主旨を踏まえ、福祉・消防・建築部局が連携して、未届の有料老人ホームを含めた有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保に向けた取組をお願いしたい。

(2) スプリンクラー設置の促進

消防法施行令（昭和36年政令第37号）の改正により、平成27年4月1日以降、火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設（同令別表第一(6)項ロに掲げる施設）については、原則として延べ面積にかかわらずスプリンクラーを設置することが義務付けられている。

有料老人ホームについては、避難が困難な要介護状態にある者を主として入居させるものが、同令別表第一(6)項ロに掲げる施設に該当することから、特に既存の有料老人ホームのうち、スプリンクラー設備を設置していないものを運営している事業者に対しては、消防部局への相談などを踏まえた改修の実施を求めるなど、適切な指導等を実施していただきたい。

また、スプリンクラー設備の設置にあたっては、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用できることから、事業者に対してスプリンクラーの設置を指導する場合には、当該助成制度を併せて周知することにより、既存の有料老人ホームにおけるスプリンクラー設置が着実に実施されるよう促していただきたい。（ただし、当該助成制度の対象は、平成28年度から1,000㎡未満の有料老人ホームとしているので、留意すること。）

なお、未届の有料老人ホーム（※）については、当該助成制度の対象外としているので念のため申し添える。

（※）ただし、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームは、法令上、老人福祉法に基づく届出は不要とされているため、当該助成制度においては届出をしたものとみなし、助成の対象としている。

【既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業】

① 1,000㎡未満の場合 9,710円/㎡

② 1,000㎡未満かつ消火ポンプユニット等を設置する場合 9,710円/㎡+244万円まで

以上